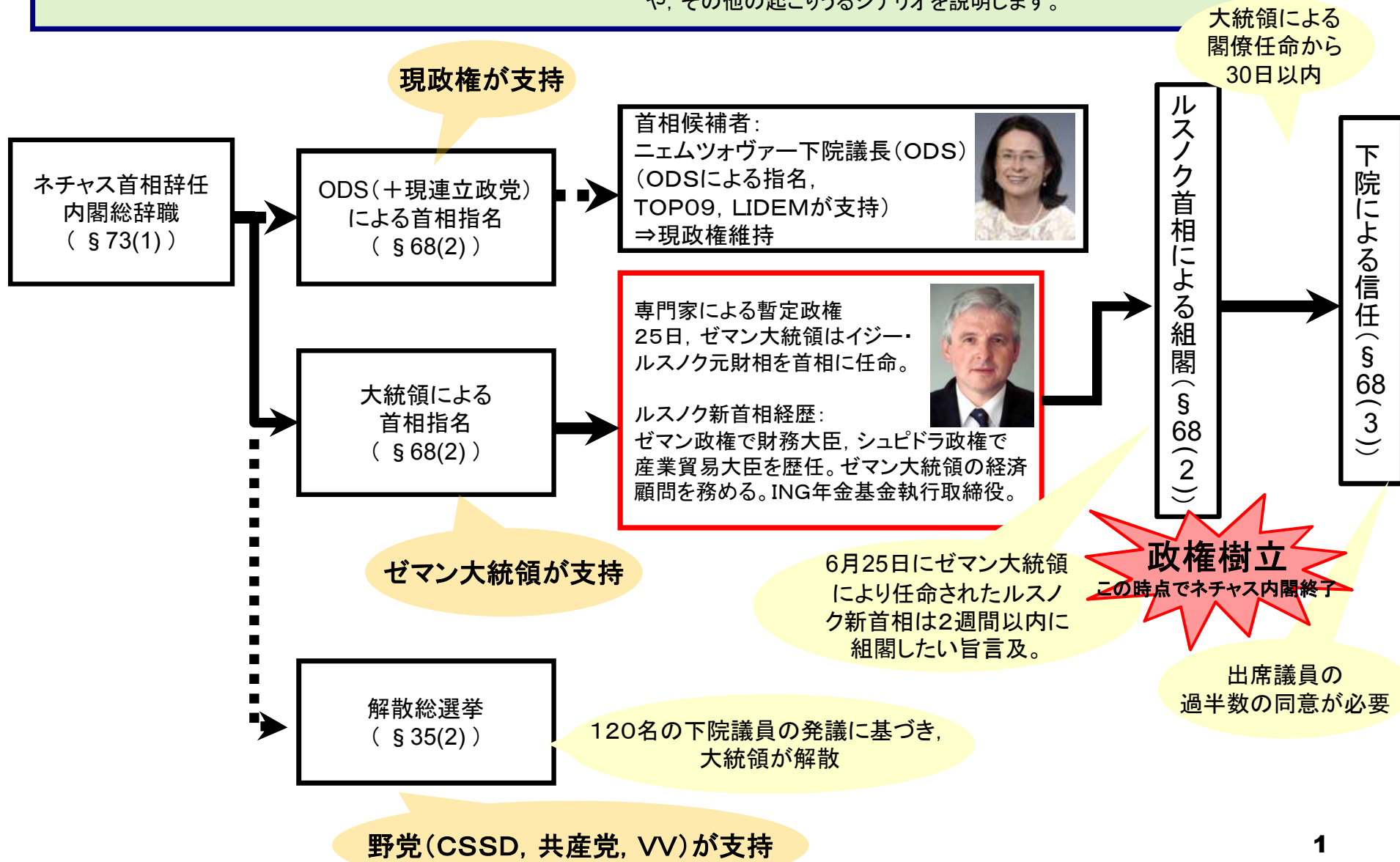
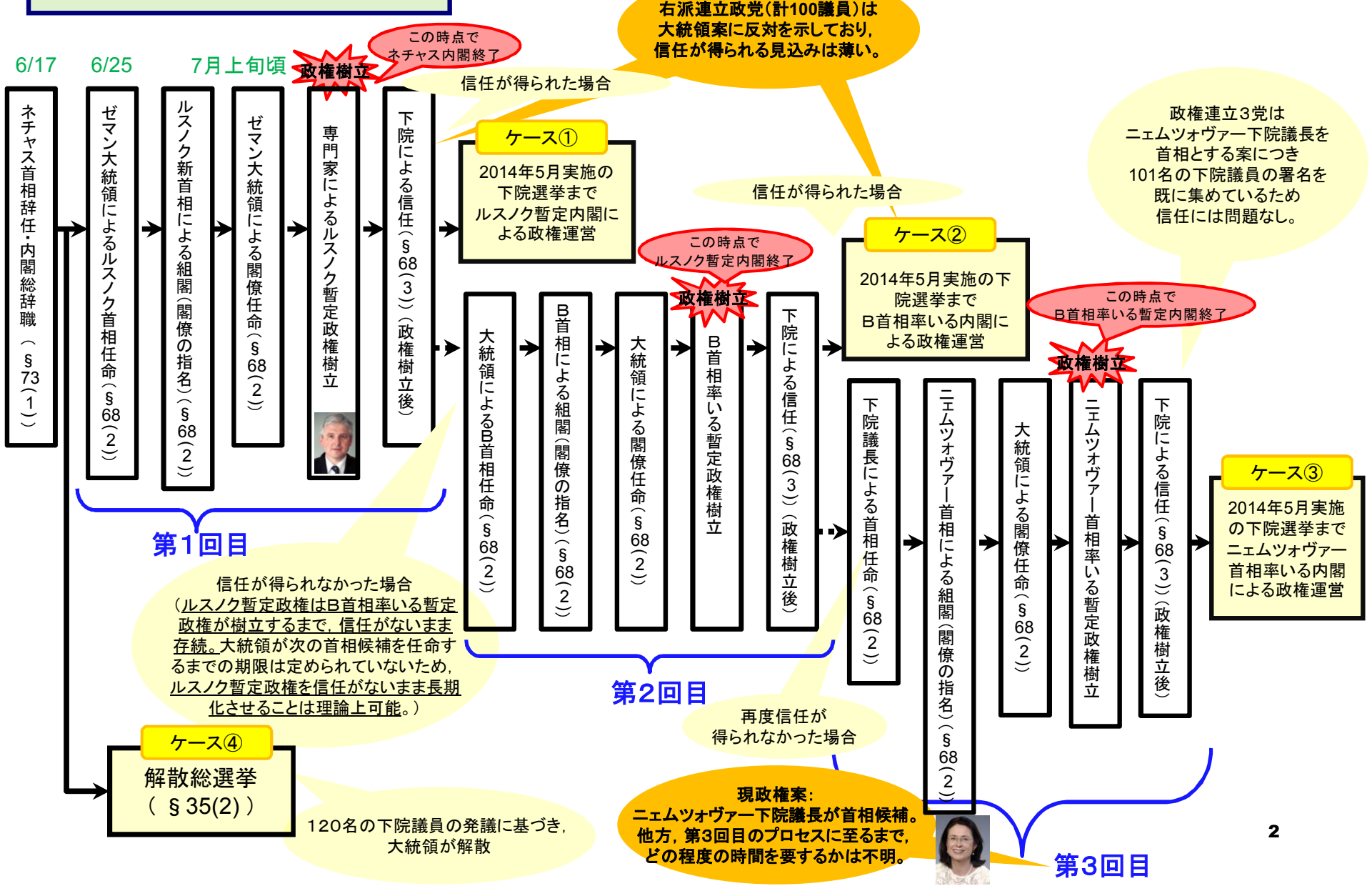


ルスノク次期政権が樹立するまで:

6月17日、ネチャス首相は、側近の汚職容疑による逮捕事件を受けて、総辞職しました。ここでは、総辞職を受けた次期暫定政権樹立プロセスや、その他の起こりうるシナリオを説明します。



今後想定されるケース



関連憲法規定

§ 68(2):

大統領は、総理大臣を任命するとともに、その指名に基づき、その他の政府構成員を任命し、及びそれらの者が管轄の省庁及びその他の機関を統括することを認証する。

同(3):

政府は、任命後30日以内に下院に出席し、その信任を求めなければならない。

同(4):

新たに任命された政府が下院の信任を得られなかったとき、第2項及び第3項の手続が引き続き行われる。これにより任命された政府が再び下院の信任を得られなかったときは、大統領は、下院議長の指名に基づき、総理大臣を任命する。

首相の指名は現政権与党もしくは大統領が可能(信任の否決が2度繰り返された場合は下院議長が指名)。

→ 任命は大統領が行うため、与党案・下院議長案の場合には大統領が同意する必要あり。

任命後、下院の信任(出席議員の過半数)が必要。

ネチャス首相辞任
内閣総辞職
(§ 73(1))

ODS(+現連立政党)による首相指名
(§ 68(2))

大統領による首相指名
(§ 68(2))

解散総選挙
(§ 35(2))

§ 35(2):

下院議員の定数の5分3の賛成の下、下院が大統領に解散を発議した場合、大統領は下院を解散する。

§ 17(2):

下院が解散された場合、選挙は、解散の日より60日以内に実施されなければならない。

→ 解散には120名の議員の賛成が必要。

野党議員数に鑑み、与党の賛成が得られない限り可能性薄。